

紙

は、分別することで、再び新聞紙や段ボール、トイレットペーパーなどの原料に生まれ変わります。

紙は分別して、地区の資源ごみ回収日か、資源リサイクルセンターに出してください。防水加工された紙やコート紙などの異物が混ざっていると、紙の原料にならなかったり、紙を作るうえで障害となりますので、可燃ごみに出してください。



新聞類



新聞紙、折込広告
荷造りひもは必ず外してから出しましょう。

雑誌類



週刊誌、書籍
ノート、カタログ
取扱説明書

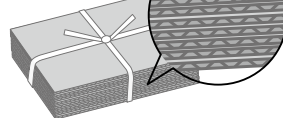
プラスチックフィルムが貼られた部分は、その部分を取り除きましょう。

ざつがみ類



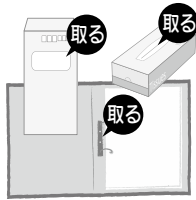
どの区分にも
入らないもの

ダンボール類



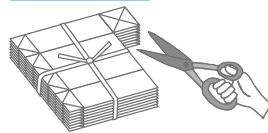
横から見て中に波状の
紙が入っているもの

金具や粘着テープは取り除く。大きなダンボールは切って折り畳みましょう。



シール、プラスチックフィルム、金属やプラスチック部分は取り除きましょう。

牛乳パック類



切り開いて乾燥させる。プラスチックが付いているものは外す。アルミ付は可燃ごみに出しましょう。

牛乳パック、ジュースパック

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります！

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されます！



令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。

正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう！

◎令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

◎個別の事案に対するご相談は、司法書士会の「相続登記相談センター」☎0120-13-7832にお問い合わせください。

詳しくは、二次元コードか「法務省 所有者不明」で検索してください。

問合せ先 名古屋法務局 春日井支局

☎0568-81-3210



法務省
ホームページ

毛布・布団

毛布や布団は、可燃ごみで出すのではなく、60cm以内の大きさに縛って、地区の資源回収に中型ごみとして出してください。ただし、60cmを超える場合は、粗大ごみ（有料収集）になりますので、資源リサイクルセンターに依頼をしてください。

ダウンの割合が50%以上の羽毛ふとん

羽毛ふとんは粗大ごみとして有料ですが、資源リサイクルセンターでは、無料で回収することができます。ただし、次のものは回収できませんので、粗大ごみや中型ごみ

として出してください。

▽ダウンの割合が50%未満のもの。

▽フェザーふとん（羽根ふとん）、綿、ポリエステル製ふとん

資源リサイクルセンター振替休日のお詫び

「令和5年度大口町まちのカレンダー」21ページに掲載の「資源リサイクルセンターの振替休日」に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは、2月13日（火）は開館日です。

問合せ先 環境対策室 ☎95-1613